内閣官房令

○内閣官房令第一号

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（常勤労務者等在職状況統計報告） **第四条**　常勤労務者等在職状況統計報告は、七月一日現在における常時勤務を要しない官職を占める職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、八月三十一日までに作成するものとする。
（非常勤職員在職状況統計報告） **第四条**　非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における常時勤務を要しない官職を占める職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、八月三十一日までに作成するものとする。	（非常勤職員在職状況統計報告） **第五条**　非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における常時勤務を要しない官職を占める職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第五により、八月三十一日までに作成するものとする。
［条を削る。］	（給与支払状況統計報告） **第六条**　給与支払状況統計報告は、財政法第十三条に定める会計ごとに、各月別及び次の各号に掲げる給与別に、常時勤務を要する官職を占める職員（常勤労務者等及び検察官を除く。）及び法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占める職員に支給した給与の額及びその支給を受けた職員数を四月において、前十二月分について、調査集計し、別記様式第六により、四月三十日までに作成するものとする。 一　給与法第五条の俸給（第十九号、第二十号、第二十二号及び第二十三号に掲げるものを除く。） 二　給与法第十条の二の特別調整額（第十九号に掲げるものを除く。） 三　給与法第十条の三の本府省業務調整手当（第十九号に掲げるものを除く。） 四　給与法第十条の四の初任給調整手当（第十九号に掲げるものを除く。） 五　給与法第十条の五の専門スタッフ職調整手当（第十九号に掲げるものを除く。）